

# 成年年齢引き下げ後の成人式について

民法の改正により令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

三宅村では、民法改正後の成人式について、これまでと変わらず**20歳を対象に「二十歳を祝う会」**に名称をあらためて、開催します。

成人式の対象年齢を検討するにあたり、主に村内在住の16歳から19歳の方とその保護者を対象にアンケートを実施しました。その結果、18歳という年齢が受験や就職の準備と重なる時期であることや、引き続き20歳を対象として行ってほしいとの意見が多く寄せられたことなども踏まえて決定しました。



直近5年間の「二十歳を祝う会」の開催予定日と対象者生年月日は次のとおりです。

【開催予定日】	【対象者生年月日】
令和5年1月3日（火）	平成14（2002）年4月2日から平成15（2003）年4月1日
令和6年1月3日（水）	平成15（2003）年4月2日から平成16（2004）年4月1日
令和7年1月3日（木）	平成16（2004）年4月2日から平成17（2005）年4月1日
令和8年1月3日（金）	平成17（2005）年4月2日から平成18（2006）年4月1日
令和9年1月3日（土）	平成18（2006）年4月2日から平成19（2007）年4月1日